

後見制度支援預金

※本商品については、2024年7月1日以降、口座開設受付を終了しています。

(2023年1月23日現在)

1 商 品 名	・後見制度支援預金
2 取引口座種類	・普通預金、決済用預金
3 ご利用いただける方	・後見人が選任されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用についての「指示書」の交付を受けたお客さま (保佐人、補助人、任意後見人は対象外です)
4 期 間	・定めはありません。
5 預 入 方 法	・家庭裁判所発行の「指示書」に基づきお取扱いいたします。 ・お預け入れの都度「指示書」のご提出が必要となります。
6 払 戻 方 法	・家庭裁判所発行の「指示書」に基づきお取扱いいたします。 ・払い戻しの都度「指示書」のご提出が必要となります。
7 利 息	・普通預金または決済用預金に準じます。 詳しくは、普通預金または決済用預金の商品概要説明書をご参照ください。 ・金利は、店頭および当行ホームページに掲示しています。決済用預金をご利用の場合は、付利しません。
8 手 数 料	・自動送金サービスをご利用される場合、所定の申込手数料および振込手数料が必要となります。
9 特約事項	・この預金は、口座開設店のみを取扱店とし当行の他の店舗でのお取扱いはできません。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・総合口座としてご利用いただくことはできません。 ・ATMはご利用いただけません。 ・インターネットバンキングはご利用いただけません。 ・この預金口座からの各種料金等の自動支払いおよび給与・年金・配当金等の自動受取のご利用はできません。 ・マル優（少額貯蓄非課税制度）はご利用いただけません。
10 契約の終了	次のいずれかに該当した場合、契約は終了します。 ・家庭裁判所発行の「指示書」に基づき解約する申し出があった場合 ・預金者が死亡した場合

	・ 成年被後見人である預金者について後見開始取消審判が確定した場合 ・ 未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外となった場合 ・ 普通預金規定、決済用預金規定に定める預金の解約を行う場合 ・ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合
1 1 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、03-5252-3772
1 2 その他参考となる事項	・ 普通預金は、預金保険の対象となり同保険の範囲内で保護されます。 ・ 決済用預金は、預金保険制度により全額保護の対象となります。